

火山防災対策に係る具体的な検討 について

令和8年3月17日
火山防災対策会議(第21回)

当面の火山防災対策会議での具体的な検討テーマ

- 第17回火山防災対策会議(令和6年6月25日)における議論を踏まえ、火山防災対策会議の具体的な検討テーマを再設定。

火山防災対策会議の具体的な検討テーマ

1. 火山調査研究推進本部との連携

- ・火山調査研究推進本部とも連携し火山防災対策の推進方策について検討

2. 避難対策

- ・火山災害時等に市町村長が適切な判断ができるような体制（災害発生時等の判断に必要な知見を有する様々な分野の専門家と地方公共団体との顔の見える関係構築や現地災害対策本部の設置等）について検討
- ・検討にあたっては、避難時のみならず、避難生活支援や生活再建等も見据え、帰還時の体制等についても考慮

3. 人材育成

- ・火山防災に携わる行政職員や、地域の火山防災対策に資する人材、住民へ火山防災を適切に伝えるサイエンスコミュニケーター等の人材の育成方法や活用の仕組み等について検討

4. 普及啓発・広報

- ・災害や経験談の伝承や、サイエンスコミュニケーターによる普及啓発、ジオパーク活動を活用した防災教育等効果的な普及啓発手法について検討
- ・火山災害時における広報のあり方についても、火山調査研究推進本部との連携も踏まえて検討

火山調査研究推進本部との連携

- 火山活動活発時には、今後の活動の推移を適切に評価することを目的として、気象庁や「機動的な調査観測・解析グループ※」等が機動観測を行うため、地元の市町村により立入規制されている区域へ立ち入る必要性が生じる場合もある。 ※火山調査研究推進本部の方針に基づいて防災科学技術研究所に設置。
- このため、各地の火山防災協議会に対し、立入規制区域で機動観測が円滑に実施できるようにするため所要の手続を定める等、内閣府・文部科学省・気象庁連名で依頼。

機動観測実施時における立入規制区域への立入等に係る手続について



機動観測

噴火など火山活動活発時等には、今後の活動の推移を適切に評価することを目的として、気象庁や研究者等が火山に立ち入り、臨時的な火山観測を行うことがあり、これを「機動観測」という。この機動観測は、その時の状況に応じて活動が活発な区域・観測種目を選定し、期間を限定して集中的に観測し、現在及び今後の火山活動を評価する上で貴重な観測データを得ることができる。すなわち、この機動観測は、周辺住民の避難など火山災害対策を検討するにあたっての基礎となる、極めて重要な活動である。

機動観測を実施する主体としては、火山の監視・警報を実施する気象庁及び火山調査研究推進本部の方針に基づいて防災科学技術研究所に設置された「機動的な調査観測・解析グループ※」等が挙げられる。

※ 火山に関する総合的な評価のための機動観測を効果的・効率的に実施するため、大学、研究機関、関係行政機関が参画するグループ。

機動観測実施時における立入規制区域への立入等に係る手続き

一方、機動観測の実施にあたっては、地元の市町村により立入規制されている区域へ立ち入る必要性が生じる場合もある。

※ 立入規制区域外の観測データ等のみでは十分な火山活動の評価が出来ず、立入規制区域内の活動状況を詳しく調査する必要がある場合など。

そのため、機動観測を実施する各主体は、規制区域への立入に先立ち、機動観測の実施について市町村に説明し立入の許可を受けた上で、機動観測を実施することとしている。

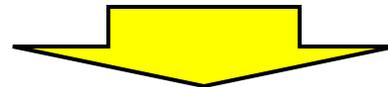
各地の火山防災協議会・関係市町村等におかれましては、機動観測の重要性につきご理解の上、立入規制区域への立入に係る申請・許可の手続について予め定めておく等、機動観測が円滑に実施できるよう、ご配慮・ご協力をお願いいたします。

岩手山火山防災協議会（令和7年7月より施行）

- 岩手山は、令和6年10月に噴火警戒レベルが1→2に引き上げられたことに伴い立入規制を行っていたため、機動観測実施にあたり、火山防災協議会が中心となり、関係市町村、盛岡地方気象台が協議して、機動観測を行う者が立入規制区域に立ち入る場合に必要となる事項を要領として定めた。
- 当該要領においては、以下の事項を定めている。
 - ・立入の許可条件として機動観測を行う場合を明記。
 - ・許可申請時に、立入日時・場所、目的、立入者、連絡先等を、指定の様式により提出。
 - ・立入に係る情報は、火山防災協議会を通じ、関係市町村、地元警察・消防、気象台等に提供。
- 火山調査研究推進本部の方針に基づく「機動的な調査観測・解析グループ」による機動観測についても、当該要領に則って実施された。

霧島山火山防災協議会（策定中）

- 霧島山の警戒区域への立入に関する要領について、令和8年3月に決定予定。



引き続き、火山調査研究推進本部と連携し、
各協議会での取組状況を注視するとともに、
手続の策定を検討する協議会に対し情報提供・助言を行う等の支援を実施していく。

避難対策

長野県木曾町の取組事例

～退避壕の整備×登山者参加型避難訓練での活用～

- ▶平成26年の御嶽山噴火による登山規制を緩和させ、再び登山を可能とする為の安全対策として、退避壕等の避難施設整備を計画
 - ▶標高3,000mを超える高所への退避壕等の避難施設の整備は、事業費を押し上げ、財政的負担が課題であったが、消防庁・長野県の財政支援等が課題解決につながった
 - ▶退避壕等の避難施設の認知度把握に加え、登山者の避難行動の検証や改善等を目的に、R4年度～R6年度に、退避壕等も実際に活用した登山者参加型の避難訓練を継続して実施
- ※長野県や防災科学技術研究所、名古屋大学御嶽山火山研究施設等と協力

- ▶R7.11.26火山防災協議会等連絡・連携会議(第14回)にて、退避壕等の整備及び消防庁補助金活用の経緯～退避壕等を実際に活用した上記避難訓練等の一連の方策について木曾町から紹介いただいた
- また、同講演資料は内閣府防災HPにおいても広く公開している
https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan/renkeikaigi/pdf/20251126_ontake_kisocity.pdf

年度	事業	事業費	補助実績額
平成30年	退避壕新設	105,840	32,099
令和3年	退避舎改修	23,650	7,883
令和4年	退避壕新設	58,960	19,653

ハード面の整備 (消防庁補助金を活用したシェルターの整備)



R7.11.26火山防災協議会等連絡連携会議(第14回)発表資料

登山者参加型避難訓練

- 令和4年度～令和6年度まで年1回、合計3回実施(開催時期8月)
- 訓練実施日に御嶽山を訪れた登山者に参加を依頼
- 御嶽山チャレンジ(実施主体:防災科学技術研究所・長野県)と併催

目的

- ・剣ヶ峰周辺に設置した防災シェルター・避難施設の認知度
- ・登山者の避難行動の記録(ビデオ・ドローン)・検証

方法

- ・実施日に訪れた登山者に協力を依頼(参加は任意)
- ・指示書(ピーコン)を配布し、指定した時間に御嶽山域に設置された防災無線(3基)から放送・サイレンを吹鳴、避難行動を取ってもらう。

協力

(国研)防災科学技術研究所、長野県危機管理防災課、御嶽山火山研究施設(名古屋大)、御嶽山火山マイスターネットワーク、富士山チャレンジプラットフォーム
 ※年度によって協力機関は変更あり

御嶽山チャレンジポスター

指示書



木曾町の紹介の様子

全国の協議会関係者の連携強化の取組(火山防災協議会等連絡・連携会議等)

- 全国の火山防災協議会の中で、火山防災対策に係る取り組みに関する情報交換等を行うとともに、関係機関と火山防災対策を進める上での共通課題について連携して検討。
- 平成24年度から毎年1回、火山防災協議会等連絡・連携会議(全国会議)を開催。各火山地域の火山防災対策における取組事例紹介、火山防災エキスパート等の有識者との意見交換、関係省庁からの情報提供等を行う。
- 平成28年度から毎年1回、火山防災協議会に参画する火山専門家等の連携会議(専門家会議)を開催。協議会の火山専門家等が参加し、専門家の連携を強化するとともに取組の共有等を行う。
- 平成29年度から新たな取り組みとして地域グループ等の会合を開催。新任者等グループ会合と、テーマ別会合を実施し、地域内で共通している課題の検討等を行う。

全国会議について

事例紹介、有識者との意見交換、図上演習(訓練)、現地見学等を実施。

第14回は約6年ぶりに対面参加者を迎え、二部制での開催とした。

第一部:令和7年11月26日(ハイブリッド開催) 290名が参加(うち対面参加33名)

第二部:令和7年11月27日(対面開催) 対面で48名が演習に参加

専門家会議について

有識者との意見交換、事例紹介等を実施。

- 第10回:令和7年11月27日(ハイブリッド開催)
火山専門家26名が参加(うち対面参加6名)

地域グループ等の会合について

火山防災行政に係る解説、火山専門家等による講話、火山地域による取組事例紹介、意見交換等を実施

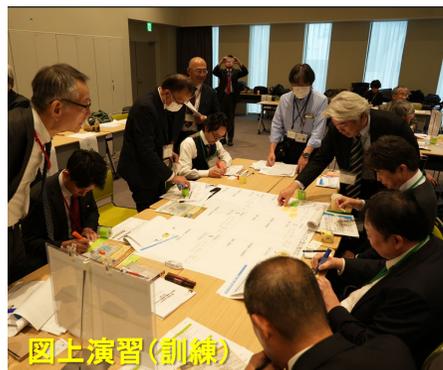
- 新任者等グループ会合:令和7年5月14日(オンライン開催)
- 避難促進施設指定および避難確保計画作成の支援に係るグループ会合:
:令和8年3月5日(オンライン開催)



有識者との意見交換



火山地域における取組紹介



図上演習(訓練)



現地見学会

火山防災協議会等連絡・連携会議の対面開催

- 令和7年11月の火山防災協議会等連絡・連携会議は、更なる意見交換の活性化を図るため、約6年ぶりに対面参加者を迎えて開催。
- 関係機関の対応事例や役割を実践的に確認するため、対面参加者による図上演習も実施。噴火シナリオに合わせて各機関のとるべき対応について小グループに分かれて議論し、その結果を議場で共有。
- 他地域の関係機関と対面で意見交換できたことに対する好意的な意見のほか、自治体の参加者を増やしてほしいといった次回開催に対する要望もあった。

開催形式に関する参加者の主な意見：

- ・近隣自治体にも紹介し一緒に参加できるように声かけをしたい。
- ・持ち回りで地元自治体や火山関係施設等での対面開催、現地視察も含めると面白い。
- ・自治体参加者を増やす観点からは、日程などの情報について、早い時期での確定・周知が重要。

訓練実施に関する参加者の主な意見：

- ・対応経験のある自治体の参加者の話は参考になった。
- ・他の火山での対応や悩みが共通している部分もあり、そうしたことを訓練を通じて感じられたことは、状況付与などにおいて役立つ。
- ・今回は様々な機関の方が対面で集まって開催されたことによって、実りある訓練となった。

< 第一部開催の様子 >



< 第二部開催の様子 >



※第一部：令和7年11月26日（ハイブリッド開催）
290名が参加（うち対面参加33名）
第二部：令和7年11月27日（対面開催）
対面で48名が図上演習に参加



○参加者の意見も踏まえて、来年度の開催に向けて以下のように準備。

- ・対面参加者が増えるよう、開催時期を早めに確定し、周知。（令和8年11月第3週に開催予定）
- ・（全国会議は東京で開催するが）地域等グループ会合は東京以外の火山地域現地での開催を検討中。

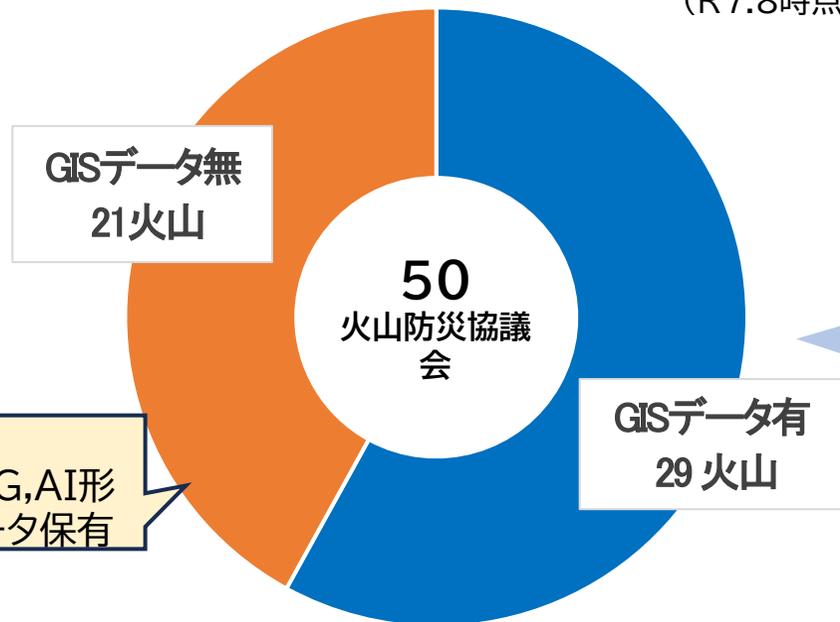
火山ハザードマップGISデータ(※)オープンデータ化の状況(令和7年8月31日現在)

(※)GISソフトで扱うことのできる形式であり、「火山ハザードマップ」に描画されている各火山現象の影響範囲及び想定火口域のデータ

- 官民データ活用推進基本法第11条において、国や地方公共団体が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じることが義務付けられている。
- 火山ハザードマップについても、GISデータをオープンデータ化することによって、国や地方公共団体以外の個人・法人も当該情報を活用することが可能となり、利用用途の拡大によって国民への災害情報の伝達や防災意識の向上に寄与することが期待される。

火山ハザードマップのGISデータ保有状況

(R7.8時点調査)



多くがPDF, JPEG, AI形式等でデータ保有

オープンデータ化の状況

GISデータがある29火山のうち、12の火山について、ハザードマップのGISデータが自治体等のホームページよりダウンロード可能

〔吾妻山、安達太良山、弥陀ヶ原、富士山、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島、雲仙岳、霧島山〕

火山ハザードマップは全ての火山防災協議会において作成済みであるものの、GISデータ化されていない地域も多く、オープンデータ化が進んでいない。

火山ハザードマップオープンデータ化に向けた課題

- 火山ハザードマップのGISデータを保有・公開していない自治体に、その理由を訊ねたところ、GIS化・オープンデータ化の意義・メリットを認識いただけていないこと、GISデータ公開に対する不安(誤解に基づく不安も含む)、予算やノウハウがないといったリソースの課題があることが分かった。
- GISデータの有用性は理解しているものの、データ形式が標準化されていないため、作成のルールを定めてほしいという意見もあった。
- こうした課題を払拭していく必要がある。

GISデータを公開していない主な理由

1. 意義・メリットを認識いただけていない

- ・実際にGISデータを活用する場面がない。
- ・現行のPDFデータで問題なく運用できている。
- ・2次利用は想定していない。
- ・保有しているGISデータは要望があった場合に個別に対応している。

2. GISデータ公開に対する不安

- ・データが誤った内容に加工されるおそれがある。

3. GISデータの標準的な仕様がいない

- ・GISデータ作成ルールがないため、作成方法の検討から行う必要がある。

4. リソースの課題

- ・GISに変換できる基礎データを所有していない。
- ・GIS形式に変換するための経費がない。
- ・GISデータ公開のノウハウがない。

1. GIS活用による火山防災上の意義・メリットの理解の促進

→引き続き、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を活用して、アプリでの利用や企業BCP検討への貢献など、ニーズの具体例も示しつつ、GISデータの意義・メリットに対する理解を深める。

2. GISデータのオープンデータ化に対する不安の払拭

→データが誤って加工される恐れについては、GISに限った話ではなく、GISに関する正しい知識の普及に努める。また実際に企業からBCP検討にあたってのGIS活用について助言を行っている専門家の話を伺うなど、GISに関する不安を払拭する。

3. GISデータ作成の標準的な仕様及び公開手順の策定

→火山ハザードマップに関するGISデータの標準的な仕様やデータ公開方法といったノウハウを「火山防災マップ作成指針」に追加することを検討する。

4. GISデータ整備に対する支援

→各地における災害リスク評価においては、「防災力強化総合交付金」の活用も可能であることの周知を図り、それに基づく火山ハザードマップの改訂及びGISデータの作成・公開を推進する。

人材育成

火山防災人材の育成・確保

1. 施策の背景

- 令和5年に「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が改正され、国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととされた。

2. 施策の内容

① 火山防災人材の確保

- 内閣府が、火山防災に関して専門的な知識・経験等を有する人材を「火山防災専門人材」として証明。
- 「火山防災専門人材」の証明を受けた者を地方公共団体(※1)が雇用(特定任期付職員・特別職非常勤職員)した場合の人件費等については、新たに特別交付税措置(※2)の対象とする。

(※1) 火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額又は340万円のいずれか低い額。1団体1名が上限

(参考)「火山防災専門人材」の証明要件

次に掲げる1及び2の要件を満たすもの

1 次に掲げる研修をいずれも受講している者(※3)

- (1) 内閣府「防災スペシャリスト養成研修」(全10コース)
- (2) 内閣府「火山防災研修」

(※3) 内閣府が、火山防災を研究する学部、専攻科又は大学院における火山防災の教授又は准教授の職に在った期間が通算して5年以上になる場合など、火山防災において十分な能力を有すると認定した者は、要件1に規定する研修を受講した者として取り扱うこととする。

2 次に掲げる防災実務経験のいずれかを有する者

- (1) 博士号(理学系・工学系)取得者)かつ「国、自治体等の火山防災関連の委員としての委嘱期間がのべ1年以上」
- (2) 「国の行政機関職員の課長補佐相当職以上」かつ「防災行政経験5年以上」

② 火山防災人材の育成

- 地方公共団体(※1)の職員が火山防災に関して専門的な知識を有する人材として育成する上で必要となる経費(研修費等)について、新たに特別交付税措置(※2)の対象とする。

(※1) 火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額

火山防災研修 の実施

地方公共団体職員等が、火山防災に関して専門的な知識を習得するために、内閣府が実施。

地方公共団体職員等が受講

内閣府「火山防災研修」の実施について

実施目的： 火山防災対策を進めるにあたっては、防災分野全般の知識に加えて、火山に関する専門的な知識も求められる。そこで、各地方公共団体等における火山防災を担う人材を育成することを目的に研修を実施。

対象者： 国・地方公共団体・指定公共機関職員、大学教員等

実施形式： オンデマンド形式（オンラインでの講義動画の視聴及び習熟度テスト）

実施時期： 令和7年度に実施（令和8年度は春頃から開始予定）

研修HP：<https://kazan-kenshu.go.jp>

講義内容

- 火山防災業務概論
 - 噴火警報・噴火警戒レベル
 - 避難計画作成
 - 訓練
 - 火山災害予防のハード対策
 - 過去の災害事例
 - 観光や事業との両立
- 等

特別交付税措置について

- ・ 火山防災専門人材は今年度2件証明。特別交付税措置は1団体1名までだが、地方公共団体からは人数を増やすよう要望があった。まずは他の地方公共団体での活用実績を増やすことが重要。
- ・ 火山防災推進職員の育成について、今年度は、複数の地方公共団体から、研修受講に係る旅費や研修講師への報償費、火山防災行政に必要な備品の購入費等に係る申請があった。今年度に適用された用途を共有するなど来年度以降の有効活用を促進し、各地方公共団体の火山防災推進職員の知識・技術の研鑽を推進。

火山防災研修について

- ・ 今年度は、177名の受講者、102名の修了者。
- ・ 受講対象者は国・地方公共団体・指定公共機関職員、大学教員等としていたが、来年度は、より多くの火山防災に携わる方が受講できるよう、火山防災協議会の構成員となっている機関や指定地方公共機関の職員など、受講対象者の範囲の拡大を検討している。
- ・ 文部科学省が実施する「火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト(V-LEAD)」「即戦力となる火山人材育成プログラム」とも連携し、火山人材の育成・確保を推進する。

文部科学省での火山人材育成の取組

○次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト (H28～R7)

- (1) 「次世代火山研究推進事業」の「観測・予測・対策」の一体的な火山調査研究を行う場で、「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」として、分野横断的な知識と技能を有する火山研究者・火山専門人材を育成。
- (2) コンソーシアムと教材アーカイブを事業終了後も維持・活用
- (3) 修了生は大学・研究機関等のみならず、関係省庁、自治体等にも多数就職。

【次世代火山研究者育成プログラム受講生】

令和7年度までに**209名**の受講生（主に修士課程学生）を受け入れ

183名の修了生（令和6年3月末までの基礎コース修了生）のうち、修了後約1年以内の就職者数を計上（2025年4月1日時点）
 ※気象庁へは、プログラム参画者が、研究員・民間企業経験等も経て、24名が入庁

〈プログラム修了生の就職先（2025年6月27日時点）〉

就職先	大学	防災科学技術研究所等	気象庁	国土地理院	文部科学省	国の機関	地方自治体	教員	民間 〔防災・地球科学〕	民間 〔材料・情報他〕	合計
就職者数	16	4	22※	3	2	4	7	2	34	38	132



研究の社会還元に向けた研究人材育成を強化
 火山調査研究と火山調査研究人材育成の総合事業から火山ハザードにむけた研究と人材育成の総合事業へ



実務者向けの知識・技能取得支援を強化
 火山調査研究人材育成で培った教育体制やプログラムを活用し、火山即戦力となる人材育成に特化した事業へ展開

○火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト (V-LEAD) (R8～)

火山活動状況に応じた火山ハザード対策における啓発活動・避難行動を支援する高度な科学的知見を創出、知見に基づき対策の立案・運営などに貢献できる高度研究人材を育成。

＜採択機関の決定 (R8.3)＞

事業	火山ハザード対策研究推進・開発事業	火山ハザード対策研究人材育成事業
代表機関	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	国立大学法人東北大学
概要	効果的な火山評価の実現、火山噴火即時把握や火山ハザード対策に資する技術の開発。	火山ハザード対策に貢献できる、専門性、学際性、企画・立案能力を有する高度な火山研究者を育成。

○即戦力となる火山人材育成プログラム (R6～)

- ① 火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供、
- ② 関連分野の研究者等の火山研究への参画を推進、③ 火山実務者への火山の専門知識・技能の取得支援の機会を提供。



東北大学大学院理学研究科



山梨大学大学院総合研究部附属地域防災・マネジメント研究センター

令和8年度人材育成に関する関係省庁の主な取り組み

火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成のため、関係省庁において研修等を実施

研修名	所管省庁等	対象	形式	概要
火山防災研修	内閣府	国 地方公共団体 等	オンデマンド形式	国や地方公共団体の担当者等が火山防災に係る専門的な知識を身に付けることを目的
防災スペシャリスト養成研修	内閣府	国・地方公共団体及び指定公共機関	対面、eラーニング	国・地方公共団体及び指定公共機関の職員向けの防災人材育成プログラム
火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト(V-LEAD)	文部科学省 (東北大学)	主に大学院生向け	現地参加、対面講義・オンデマンド併用	火山ハザード対策に貢献できる、専門性、学際性、企画・立案能力を有する高度な火山研究者を育成する。
即戦力となる火山人材育成プログラム	文部科学省 (東北大学、山梨大学)	火山業務に関わる自治体職員や民間事業者・研究者等	現地参加、対面講義・オンデマンド併用	即戦力として我が国における火山研究や火山に関する業務に携わる者の育成及び継続的な確保を推進することを目的に、以下を実施。 ①火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供、 ②関連分野の研究者等の火山研究への参画推進、 ③火山実務者への火山の専門知識・技能の取得支援
地震・津波・火山・斜面災害に関する自治体職員研修プログラム	産業技術総合研究所	自治体技術職員	現地参加型、オンライン併用	地質災害は、どのようにして起こるのかを知るとともに、これらの災害に関する情報をどのように住民に伝えていけば良いのかを考え、自治体の防災対策に活かしていただく。
地震・津波・火山防災eラーニング教材	気象庁	個人、学校、企業、自治会 等	eラーニング	地震・津波及び火山噴火から命を守るために、関係省庁と連携してeラーニング教材を製作

普及啓発・広報

（現状・課題）

- ・ 現在活動が活発でない火山では、活火山であっても忘れられてしまうなどの課題がある
 - ・ 火山災害の体験談などを伝承し、他の火山地域にも生かしていく活動が十分できていない
 - ・ 火山現象や火山活動について、住民に怖がらせずに正しく伝えることが難しい
- ⇒ 普及啓発については、災害や経験談の伝承、住民へ火山防災について適切に伝えるサイエンスコミュニケーターの育成・活用、ジオパーク活動を活用した防災教育等、より効果的な仕組みや伝達方法等について検討する必要がある。

火山への登山の備え

- 平成28年に発行した「火山への登山のそなえ」を更新し、令和8年3月末に公開予定
- 火山噴火による被害事例や噴火警戒レベル等の防災情報、オンラインでの登山届に関する情報を更新し、14か国語版も作成
- 登山者は当リーフレットを活用し、登山へのそなえを進めてもらいたい

登山中の火山災害のリスク

登山者に人気のある山が活火山であることがあります。火山が噴火した時には、下のような現象が突発的に起きる可能性があります。

噴火時に発生する火山現象

大きな噴石は、風の影響を受け、周囲で落下してきます。火口から概ね4km以内に来ると、登山者などが死傷したり、建物が破壊されるなどの被害が発生します。

小さな噴石は、火口から10m以上遠くまで飛んで落ちて落下する場合があります。特に火口付近では、あたりにどこが落ちてくれば、人命にもけがも起こす恐れがあります。

火山灰自体が人命に及ぼす危険性はあまり高くありませんが、目を傷めたり、呼吸困難や車道の通行不能などを引き起こす恐れがあります。

火砕流は高温の火山灰や火山屑などの火砕物と火山ガスが一体となって高速で落下する現象です。落下速度は時速数十kmから百数十km、速度は数百メートル毎秒に達し、浸透域を消失、突如させます。

火口や噴孔から放出される**火山ガス**には、酸化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死に至ることもあります。空気より重いので、窪地や谷などに溜まっていることがあります。

融雪型火山泥流は、雨期などに火砕流等の崩れによって新雪の層が融かされ、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で落下する現象です。落下速度は時速60mを超え、これもまた、山腹側に大規模な災害を引き起こします。

登山者が被害を受けた事例

霧島山の噴火
(2014年9月27日)
2014年9月27日の午前11時52分頃、霧島山(霧島連峰)の噴火が発生し、登山者4名が死傷しました。この噴火で、死者・行方不明者63名という被害が発生しました。

新瀧嶺山の噴火
(1974年7月28日)
1974年7月28日の午前2時50分頃、新瀧嶺にある新瀧嶺山で噴火が発生しました。噴石により山腹付近にキャンプ中の登山者3名が死亡する被害が発生しました。

安達太良山の火山ガス被害
(1997年9月15日)
霧島山にある安達太良山の洞ノ平火口内において、噴き出た火山ガスによる被害が発生しました。この噴火で、死者・行方不明者4名が死亡する被害が発生しました。

〈登る前の最終確認〉登山届の作成・提出

「登山届」は登山での初めの一歩です

登山届を作成・提出し、家族や友人と共有しましょう。

登山は自然と対峙するアクティビティです。気象変化や噴火による災害、体調の急変や突発的な事故など、さまざまなリスクが伴います。そのため、自身の体力や技量にあわせた登山ルートの確認や相応の装備が求められます。登山届とは、山や自然を安心安全に楽しむことの計画を立て、提出することで緊急時の備えとするものです。



山登りでは下山するまでが登山です。登りで体力を消耗してしまい、筋疲労などを要因とする歩行時間の遅延や下山時の歩行困難、転倒、滑倒などの事故・遭難が多発しています。無理のない計画で山や自然を楽しみましょう



コンパス[Webサイト]や[EXアプリ]から全国山域の登山届が提出できます

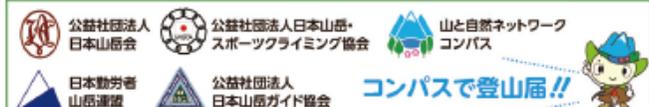


- ▶ Webやアプリ画面から登山届を作成できます。
- ▶ 提出した登山届は家族や友人を緊急連絡者として共有することが出来ます。
- ▶ 下山予定時刻が大幅に過ぎ、下山通知がなされていないときは、緊急連絡者へ下山未確認のメールが送信されます。
- ▶ 全国ほとんどの自治体、警察と協定を結んでおり緊急時に登山届を共有します。
- ▶ EXアプリでは登山中の地図表示と現在位置、登山ルートの勾配強度、気象情報などが確認できます。



コンパス登山届システムは、山岳安全対策ネットワーク協議会が運用しています。緊急時には警察や自治体と連携し、事故遭難者の救助・捜索に役立てられます。

山岳安全対策ネットワーク協議会



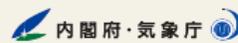
(作成中)

火山への登山のそなえ

火山は、私たちに多くの恵みを与えてくれています。温泉、景観、湧水、豊かな土壌……
しかし、ひとたび噴火すると大きな災害をもたらします。
登山にそなえて、火山についてよく知る事が大切です。



おおむね過去1万年以内に噴火した火山、または現在活発な活動のある火山を活火山としています。書内には111の活火山(▲)があり、このうち34火山が日本百名山(▲)に選ばれています。



富士山噴火に関する普及啓発動画

- 富士山の大規模噴火が発生した場合、どのような現象が発生し、どのような影響があるのかを理解いただき、備えるきっかけとしていただくため、CGと実際の映像を交えた資料映像を作成し、令和7年8月に公開。続編として、備え等の住民向けの対策も含めた内容についての映像を作成中。
- 映像を活用して、近年、発災事例がない広域降灰等の大規模噴火について普及啓発を行っていく。

映像資料の概要

噴火に伴う火山現象



降灰の状況や影響



住民向けの対策（作成中）

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4
降灰量	微量～3cm	3cm～30cm	30cm～30cm	▲30cm以上 土流が起きる可能性
建物倒壊	—	大スパンの建物に倒壊の可能性	—	—
電気・ガス・通信 停電・ライフライン	停電・ガス・通信 停止	一部停電・ガス・通信 停止	一部停電・ガス・通信 停止	▲一部停電・ガス・通信 停止
基本的な行動	生活を継続	生活を継続	生活を継続	▲原則避難
避難・介護サービス 必要な人*	生活を継続	生活を継続	生活を継続	▲原則避難

※1. 噴火規模や降灰量、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※2. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※3. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※4. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※5. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※6. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※7. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※8. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※9. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。

※10. 降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、建物の構造や降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。また、降灰の降り方によって被害の程度は異なります。



「内閣府防災情報 火山防災に関する普及啓発映像資料のページ」

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

令和8年3月17日時点で火山現象や降灰の影響について公開中。住民向けの対策については近日公開予定。

詳細はこちら



火山マイスターやジオパーク等と連携した広報・啓発

- 雲仙地域では、これまでも「島原防災塾」や「火山ジュニアマイスタースクール」といった人材育成の取組を進めてきたところ、火山知識を持ったジオパークガイドの役割という観点も含め、雲仙火山マイスターについて検討中。
- 令和7年火山防災協議会等連絡・連携会議において、火山防災とジオパークの関わりについて共有。その中でも、ジオパークの組織運営が防災に大きく貢献しうる旨の説明があった。
- 火山マイスターやジオパークと連携した広報・啓発については、活火山法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」においても、国や地方公共団体が取り組むべき事項として明記されている。引き続き、火山マイスターやジオパークに関する各地での取組の横展開を図り、連携して火山防災の広報・啓発を行っていく。

現状での課題

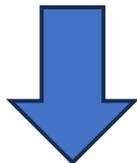
- 限定的なガイドツアーの意見が共通
- ガイドの必要性と育成



火山知識を持った
ジオパークガイド



危機管理能力のある
登山ガイド



雲仙火山における
火山マイスター

1 : ジオパークは地域資源の保護保全を目指すユネスコの正式事業

地域の地形地質・自然・文化遺産を守りながら、観光や産業を中心とした経済活動に活用し、次世代の幸せのために社会を維持発展させることが、ジオパークプログラムの目的。

2 : ジオパークでは、防災に関する取り組みが多数実施されている

児童・生徒を対象とした防災教育事業はもとより、観光客向けのジオツアーでも、防災を意識したサービスが提供されている。ジオパークで実施される防災教育は、火山の脅威だけでなく、火山の恵みも併せて伝えることで、火山に対する恐怖心を植え付けないようにしている。

3 : ジオパークの運営組織は防災に大きく貢献しうる

ジオパークの運営組織には、自治体や研究機関だけでなく、民間団体や地域住民が参画している。多くのステークホルダーが、互いに顔が見える状態で連携しているこの運営組織は、有事発生時における防災・減災に大きく貢献しうる。

雲仙地域における火山防災マイスター検討の取組

(令和7年火山防災協議会等連絡・連携会議における、
杉本伸一 雲仙岳災害記念館館長 資料より抜粋)

ジオパークによる火山防災への貢献

(令和7年火山防災協議会等連絡・連携会議における、
大野希一 (一社)鳥海山・飛島飛鳥ジオパーク推進協議会事務局次長 資料より抜粋)